

令和7年度 第2回 袋井市国民健康保険運営協議会次第

日時 令和7年12月25日（木）午後1時30分から
場所 袋井市役所5階 第1委員会室

1 開 会

2 保険者あいさつ（市長）

3 会長あいさつ

4 議 事

報告事項

（1）「子ども・子育て支援金制度」の創設に係る国民健康保険税の改正について

5 その他の議題

第3回運営協議会

日時 令和8年2月3日（火） 午後7時から午後8時30分

場所 袋井市役所5階 第1委員会室

※夜間の開催になりますが、よろしくお願いいたします。

6 閉 会

令和 7 年 12 月 25 日 開催

令和 7 年度

第 2 回袋井市国民健康保険運営協議会資料

袋 井 市

「子ども・子育て支援金制度」の創設に係る国民健康保険税の改正について

〈図1〉

少子化対策の抜本的強化のための「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年10月1日施行）の施行に伴い、児童手当の拡充等の子育て支援に必要な費用を、令和8年度から医療保険の保険料（税）として徴収する「子ども・子育て支援金制度」が創設されたため、必要な対応を行う。

1 制度の概要

国は、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、その財源を確保する新たな仕組み「子ども・子育て支援金制度」を創設した。

支援金は、少子化対策のための特定財源として、3. 6兆円のうちの1兆円程度を確保する計画となっており、児童手当の拡充をはじめとした抜本的な給付拡充の財源の一部に充てられるものである。国は、医療保険者から「子ども・子育て支援納付金」を徴収することとし、市は県に納付する「子ども・子育て支援納付金分」に充てるため、新たに被保険者から、「子ども・子育て支援金」を保険料（税）として徴収するものであり、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に構築するとされている。

2 制度の理念と必要性

社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みであり、直面している少子化・人口減少を若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでに少子化傾向を反転させ、子ども・子育て世帯を応援していくための制度である。

高齢者や事業主を含む全世代・全経済主体から、医療保険料とあわせて所得に応じて支援金を拠出いただくことにより、現役世代の拠出額を低く抑えることができ、支援金を充てる事業により、子育て中やこれから結婚・子育てを考えられる若い世代を確実に応援するものとなる。

また、支援金を充てる給付を直接受けない方にとっても、実効性のある少子化対策によって国の経済・社会システムや地域社会を維持し、国民皆保険制度の持続可能性を高めることは、かけがえのない重要な意義を持つものである。

3 こども未来戦略「加速化プラン」における施策（支援金充当事業）

ライフステージを通じた経済的支援の強化

- 児童手当の抜本的拡充
 - 妊婦のための支援給付の創設

全てのこども・子育て世帯への支援の拡充

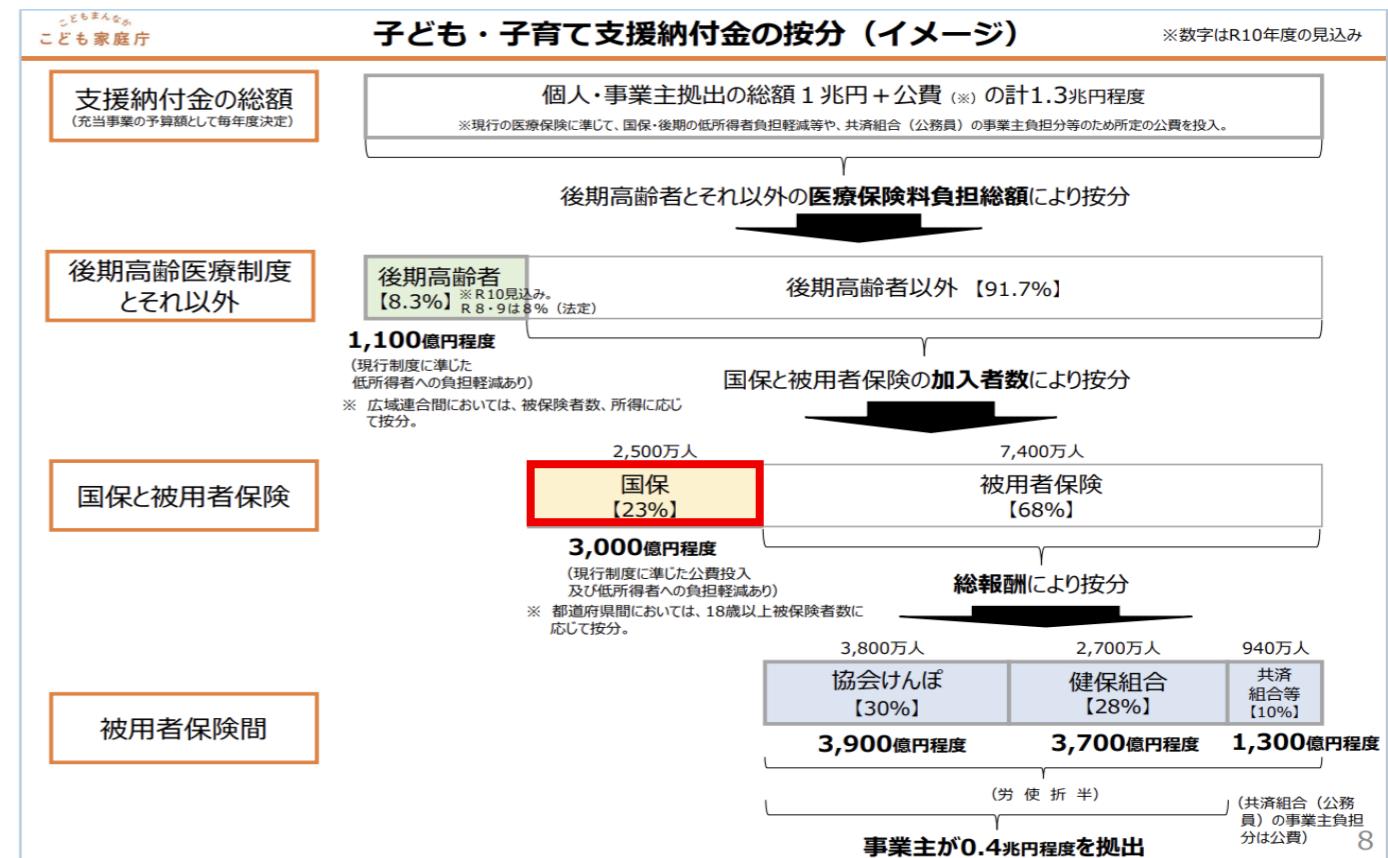
- ## ○ 乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の創設

共働き・共育ての推進

- 出生後休業支援給付（育休給付率を手取り10倍）
 - 育児時短就業給付（時短勤務時の新たな給付）
 - 育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設

支援総額
(子ども1人あたり)
現行 206万円
(平成26年度実績)

新制度により
352 万円



※令和7年3月こども家庭庁資料 子ども・子育て支援金制度について より

4 子ども・子育て支援納付金の徴収

令和8年度から、保険者は、「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」に新たに「子ども・子育て支援金分」加えて県へ納付金として支払う。

保険者は、被保険者から「子ども・子育て支援金分」を国民健康保険税として徴収する。



< 义 2 >

5 国が示した国民健康保険税の賦課・徴収の基本的な方向性

- 保険者が被保険者から徴収する支援金は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、各保険者の支援納付金の額に照らし、保険者が設定する。
 - 低所得者に対する応益分支援金の軽減措置（医療保険と同様の所得階層別の軽減率（7割、5割、2割）、被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施する。
 - こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる。
 - 保険者への財政支援として、医療保険制度における介護納付金の例を参考に、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置を講ずる。

6 国民健康保険税算定における子ども・子育て支援金分の新設

子ども・子育て支援金制度の令和8年4月1日施行に向け、国民健康保険税の賦課方式等必要な事項について検討する。ただし、現段階で賦課限度額や子ども・子育て支援金（本算定）額などが不確定であることから、想定により試算した内容となる。

（1）改正の考え方

こども家庭庁の「子ども・子育て支援金」に関する試算では、令和8年度から令和10年度にかけて一人あたりの支援金額が段階的に増額される予定である。それに伴い、市が県に支払う納付金も増額が想定され、財源の確保が必要となる。令和8年度は、制度導入の初年度となることから、被保険者から徴収する「子ども・子育て支援金分」は、令和8年度分における必要事項のみを協議することとし、令和9年度以降分については、「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」と合わせ、令和8年度に協議することとした。

こども家庭庁 子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）
<図3>

	加入者一人当たり支援金額			(月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め)
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額(①)	
全制度平均	250円	350円	450円	
被用者保険	300円 (参考)被保険者一人当たり 450円	400円 (参考)被保険者一人当たり 600円	500円 (参考)被保険者一人当たり 800円	(参考)加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (②)
協会けんぽ	250円 (参考)被保険者一人当たり 400円	350円 (参考)被保険者一人当たり 550円	450円 (参考)被保険者一人当たり 700円	9,500円 10,800円 (参考)被保険者一人当たり 17,900円 10,200円 (参考)被保険者一人当たり 16,300円
健保組合	300円 (参考)被保険者一人当たり 500円	400円 (参考)被保険者一人当たり 700円	500円 (参考)被保険者一人当たり 850円	11,300円 (参考)被保険者一人当たり 19,300円
共済組合	350円 (参考)被保険者一人当たり 550円	450円 (参考)被保険者一人当たり 750円	600円 (参考)被保険者一人当たり 950円	11,800円 (参考)被保険者一人当たり 21,600円 7,400円 (参考)一世帯当たり 11,300円
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考)一世帯当たり 350円	300円 (参考)一世帯当たり 450円	400円 (参考)一世帯当たり 600円	6,300円
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	

※令和7年3月こども家庭庁資料 子ども・子育て支援金制度について より

（2）制度導入後の賦課方式

国民健康保険税の算出方法は、所得割、均等割、平等割により、「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」のそれぞれを算出し合算した額で、新制度導入に伴い「子ども・子育て支援金分」が新設され、4区分の合算額となる。

＜現行＞ 3・3・2方式

区分	令和7年度	上限額
医療分 (全員)	所得割 6.75%	66万円
	均等割 27,300円	
	平等割 19,200円	
後期分 (全員)	所得割 2.06%	26万円
	均等割 10,200円	
	平等割 7,200円	
介護分 (40~64歳)	所得割 1.66%	17万円
	均等割 16,800円	
	平等割 —	

※「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」の税率は、令和7・8年度据え置き



区分	令和8年度	上限額
医療分 (全員)	所得割 6.75%	66万円
	均等割 27,300円	
	平等割 19,200円	
後期分 (全員)	所得割 2.06%	26万円
	均等割 10,200円	
	平等割 7,200円	
介護分 (40~64歳)	所得割 1.66%	17万円
	均等割 16,800円	
	平等割 —	
子ども・子育て 支援金分 ※18歳以下均等割額 10割軽減	所得割 % 均等割 円 平等割 万円	検討

（3）子ども・子育て支援金分の必要額

11月開催の市町国保主管課長会議において、令和8年度の本市が県に支払う「子ども・子育て支援納付金」（仮算定）が示された。県全体の納付金額から被保険者数や所得水準等により按分されている。この納付金（仮算定）額を参考に必要額を算出し、税率等を検討する。

＜参考＞

静岡県 子ども子育て支援納付金（仮算定）	2,122,995,088円
袋井市 子ども子育て支援納付金（仮算定）	48,310,386円
18歳以上加入者数	13,804人
1人当たりの納付金額	3,500円

標準保険料率	
所得割（%）	均等割（円）
0.27	1,878
応能割：50	応益割：50

※ 納付金見込額は、3月の本算定により確定するため増減の可能性あり

※ 一人当たりの納付金額は、18歳以上加入者数で除した参考の金額

※ 18歳以上加入者数は、令和6年度実績の平均値（県へ報告済）

※ 標準保険料率は、県内統一賦課方式による市町村ごとの標準的な水準を表す数値

（4）子ども・子育て支援金分の保険税率算定方法

ア 検討事項

賦課方式	県の標準保険料率の算定方法である2方式（所得割・均等割）に準ずる。（介護分と同一）
応能割と応益割の比率	% : %
所得割の税率	%
均等割の税額	円 18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもは、均等割額の10割軽減
賦課限度額	地方税法施行令第56条の88の2第1項に規定する額とする。 (袋井市国民健康保険税条例第2条第2~4項) 円

イ 賦課方式2方式（所得割・均等割）とする考え方

（ア）県運営方針連携会議による賦課方式の統一の観点

県の運営方針では、賦課方式の統一を目標としていることから、将来的な保険料率の完全統一を見据え、県と同一の2方式（所得割・均等割）としたい。

（イ）子ども・子育て支援金制度の性質

医療給付の財源ではなく、別制度（少子化対策）への充当を目的とする面では、医療分、後期分とは異なり、介護分の性質に近い。18歳未満の子どもに係る均等割額の10割

軽減措置があることからも年齢で対象者を区切る介護分（2方式）の考え方
に馴染む。

[平等割を導入しない理由]

本来、平等割の導入は、複数人世帯の負担軽減にあるが、均等割において子どもは賦課対象外であることから、子どもが多い世帯への配慮として平等割を導入する意味はない。また、子ども・子育て支援納付金分の金額は少額となる見込みから、

（大人の）複数人世帯への負担緩和自体においても十分な効果は期待できない。平等割を導入した場合、単身世帯への負担が増加する傾向となる。

（ウ）事務手続きの観点

保険税率、各種公費の算定等において、賦課方式は少ない方が事務の簡素化、誤り防止の観点から利点がある。

ウ 応能割額と応益割額の比率

国民健康保険税は、応能割と応益割があり、税率の設定にあたっては割合を考慮する必要がある。

以前は、応能割と応益割の割合は、50：50とするとされていたが、市の実情に合わせ任意に設定することも可能とされており、自治体によって異なっている。

応能割（所得割）・・・負担能力に応じて賦課

＜主な特徴＞

- ・所得割がかからっていない人は、負担増がない。（低所得世帯への配慮が可能）
- ・限度額超過世帯については、税率を上げても負担増とならず、中間所得層の負担が増える。

応益割（均等割）・・・受益に応じて等しく賦課

＜主な特徴＞

- ・原則すべての世帯が負担増となる。
- ・低所得世帯は、軽減措置がある。

＜参考＞本市の令和7年度本算定時の状況

	応能割 (所得割)	応益割 (均等割・平等割)
医療分	55.5%	44.5%
後期高齢者支援金分	51.1%	48.9%
介護納付金分	47.5%	52.5%
合 算	53.9%	46.1%

エ 税率等設定時の限度額超過世帯の割合

保険税負担は、負担能力に応じた公平なものとする必要があるが、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や円滑な運営を確保する観点から被保険者の保険税負担に一定の限度額が設けられている。

賦課限度額超過世帯の割合については、被用者保険におけるルール（※）とのバランスを考慮し、概ね1.5%とすることを念頭に置き、検討を行う。

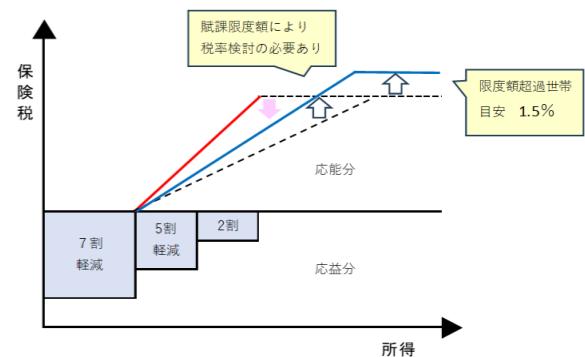
本市における賦課限度額は、市国民健康保険税条例第2条において、地方税法施行令に規定する額としている。現時点で施行令が示されていないため、賦課限度額を想定し、限度額超過世帯の割合に配慮しながら税率等を検討する必要がある。

※ 被用者保険においては、最高等級の標準報酬

月額に該当する被保険者の割合が0.5%～1.5%の間となるように法定されている。

＜図4＞

賦課限度額と税率の関係イメージ



＜参考＞本市の令和7年度本算定時の状況

	賦課限度額	世帯数	割合
医療分	66万円	145	1.42%
後期高齢者支援金分	26万円	94	0.92%
介護納付金分	17万円	56	1.48%

7 本市独自シミュレーションによる比較

子ども・子育て支援金分について、令和7年度本算定時の被保険者情報を基に、本市における必要額を設定した上で賦課限度額を想定し、応能・応益割合別に試算を行った。

限度額3万円

	所得割 (%)	均等割 (円)	賦課額合計 (端数処理後) (円)	応能 (%)	応益 (%)	R8必要額との 差額 (円)	限度超過 世帯割合 (%)
R8仮算定標準保険料率	0.27	1,878	55,063,600	54.36	45.64	5,063,600	1.25%
シミュレーション①	0.25	1,700	51,157,800	54.88	45.12	1,157,800	1.07%
シミュレーション②	0.23	1,800	50,525,000	51.46	48.54	525,000	0.88%

限度額5万円

	所得割 (%)	均等割 (円)	賦課額合計 (端数処理後) (円)	応能 (%)	応益 (%)	R8必要額との 差額 (円)	限度超過 世帯割合 (%)
R8仮算定標準保険料率	0.27	1,878	56,573,800	55.58	44.42	6,573,800	0.47%
シミュレーション①	0.24	1,700	51,343,500	55.04	44.96	1,343,500	0.39%
シミュレーション②	0.22	1,900	51,999,300	50.06	49.94	1,999,300	0.33%

<モデルケースによる子ども・子育て支援金分年税額のシミュレーション>

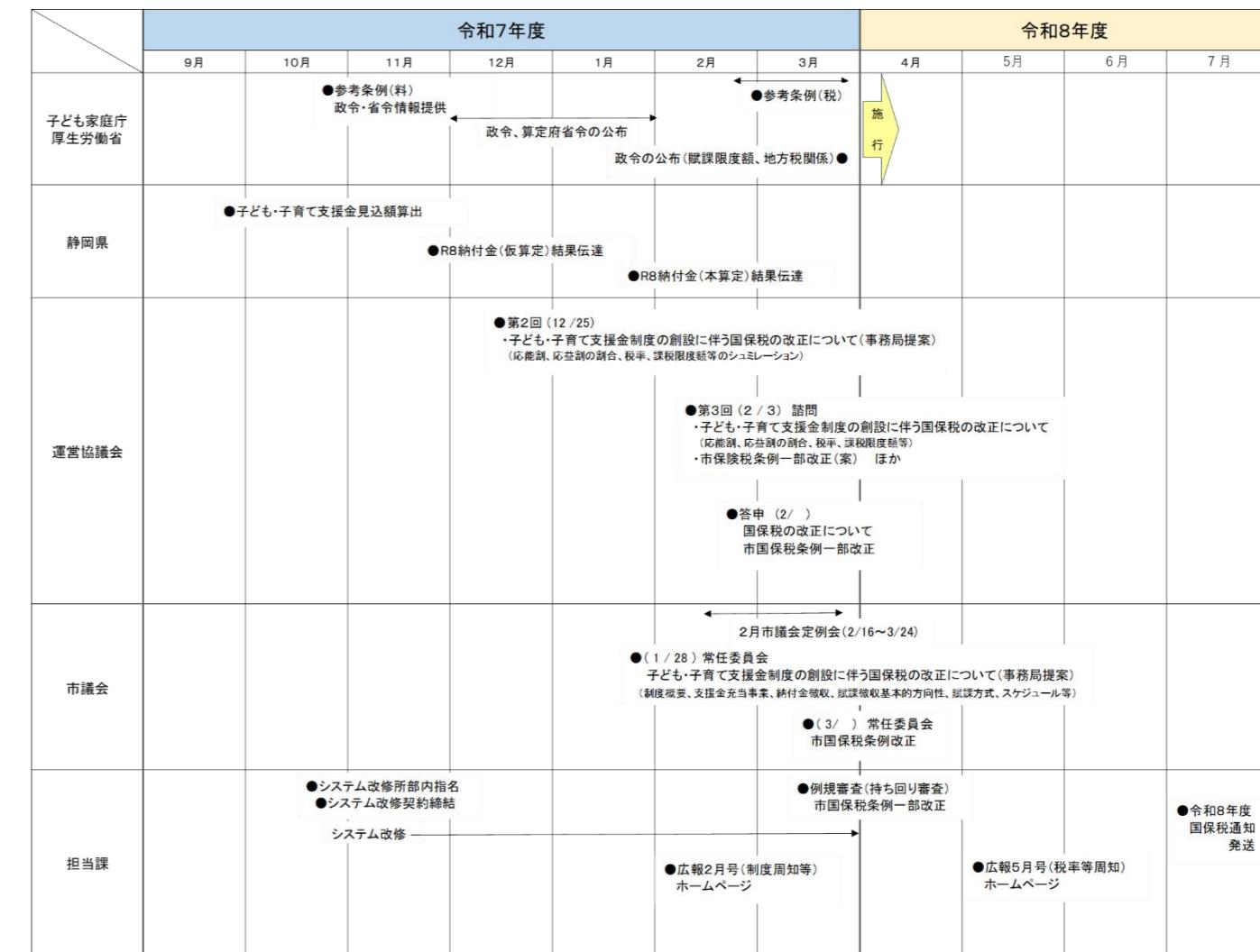
モデルケース	A	B	C	D	
世帯構成	世帯主（66歳） 配偶者（66歳）	世帯主（66歳） 配偶者（50歳） 子ども（17歳） ※高校生	世帯主（50歳） 配偶者（50歳） 子ども（10歳） 子ども（8歳） ※小学生2名	世帯主（40歳） 配偶者（35歳） 子ども（10歳） 子ども（8歳） ※小学生2名	
世帯主の収入	給与 980,000 年金 1,100,000	年金 2,100,000	給与 2,600,000	給与 5,000,000	
〃 の所得	430,000	1,000,000	1,740,000	3,560,000	
配偶者の収入		年金 1,100,000	給与 1,000,000	給与 3,000,000	
〃 の所得		0	450,000	2,020,000	
世帯所得	430,000	1,000,000	2,190,000	5,580,000	
課税標準額 ※	0	570,000	1,330,000	4,720,000	
軽減	7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし	

※課税標準額 = 前年総所得 - 基礎控除(43万円)

年 税 額	シミュレーション 限度額3万円① 0.25% 1,700円	500	3,100	6,000	15,200
	月額	42	258	500	1,267
年 税 額	シミュレーション 限度額3万円② 0.23% 1,800円	500	3,100	5,900	14,400
	月額	42	258	492	1,200
標準保険料率との差	R8標準保険料率 (仮算定) 0.27% 1,878円	500	3,400	6,500	16,500
	月額	42	283	542	1,375

標準保険料率との差	シミュレーション 限度額3万円①	0	-300	-500	-1,300
	シミュレーション 限度額3万円②	0	-300	-600	-2,100
	R8標準保険料率 (仮算定)	-	-	-	-

8 今後のスケジュール



9 他市の状況

	所得割(%)	均等割(円)	賦課方式
A市	0.27	1,840	2方式
B市	0.25	1,700	2方式
C市	0.26	1,800	2方式
D市	0.27	1,700	2方式
E市	0.25	1,800	2方式
F市	0.27	1,700 or 1,800	2方式

※現時点での試算状況のため今後変更の可能性あり

<参考>令和8年度納付金（仮算定）結果

市町名	令和8年度納付金仮算定						
	医療分	後期高齢者支援金	介護納付金	子ども	D 納付金額	E 一人当たり	F 被保険者数
静岡市	12,926,818,541	4,232,665,751	1,396,353,174	394,470,457	18,950,307,923	167,129	113,387
浜松市	14,592,069,986	4,681,797,837	1,549,191,485	439,162,197	21,262,221,505	171,565	123,931
沼津市	3,718,437,805	1,233,147,143	425,635,503	115,380,781	5,492,601,232	163,446	33,605
熱海市	843,580,437	282,720,047	105,326,520	26,971,606	1,258,598,610	175,390	7,176
三島市	2,092,533,506	688,827,353	233,165,244	65,106,058	3,079,632,161	173,149	17,786
富士宮市	2,548,439,985	854,163,472	294,613,985	79,846,293	3,777,063,735	163,559	23,093
伊東市	1,554,547,931	553,994,164	217,305,909	51,950,611	2,377,798,615	158,530	14,999
島田市	1,608,726,782	556,427,879	170,059,256	52,234,621	2,387,448,538	154,989	15,404
富士市	4,752,431,682	1,570,552,127	522,988,681	146,613,850	6,992,586,340	169,595	41,231
磐田市	3,069,164,344	1,031,326,185	322,665,243	96,925,918	4,520,081,690	166,627	27,127
焼津市	2,397,556,044	808,637,938	277,220,120	75,497,414	3,558,911,516	165,754	21,471
掛川市	2,218,591,691	736,746,528	230,298,263	68,518,271	3,254,154,753	169,523	19,196
藤枝市	2,530,364,873	867,371,273	277,832,866	81,564,057	3,757,133,069	162,197	23,164
御殿場市	1,397,431,924	485,643,745	150,836,193	45,392,746	2,079,304,608	171,475	12,126
袋井市	1,541,562,897	515,239,720	160,296,537	48,310,386	2,265,409,540	167,833	13,498
下田市	471,710,034	159,149,899	61,206,920	14,814,169	706,881,022	157,294	4,494
裾野市	848,318,561	281,562,398	88,219,819	26,405,349	1,244,506,127	164,923	7,546
湖西市	1,011,726,286	349,174,236	114,284,008	33,182,881	1,508,367,411	165,264	9,127
東伊豆町	282,691,007	93,575,626	35,479,013	8,600,121	420,345,767	159,403	2,637
河津町	164,818,567	55,651,128	22,706,723	5,060,973	248,237,391	166,379	1,492
南伊豆町	174,476,882	61,283,762	22,455,408	5,733,840	263,949,892	138,194	1,910
松崎町	138,225,879	47,480,790	16,348,515	4,541,698	206,596,882	141,991	1,455
西伊豆町	154,481,947	51,068,381	17,093,592	4,852,150	227,496,070	142,541	1,596
函南町	762,316,123	253,636,451	92,224,880	23,885,041	1,132,062,495	167,193	6,771
清水町	560,929,557	190,841,187	73,338,333	17,578,853	842,687,930	169,316	4,977
長泉町	710,048,045	233,006,005	81,946,925	22,028,462	1,047,029,437	183,303	5,712
小山町	339,525,536	110,632,989	31,212,988	10,403,848	491,775,361	171,829	2,862
吉田町	499,282,288	169,733,133	54,523,006	16,102,337	739,640,764	169,448	4,365
川根本町	122,382,220	42,471,042	13,151,789	4,008,130	182,013,181	147,978	1,230
森町	380,532,832	123,812,741	37,525,022	11,818,030	553,688,625	167,328	3,309
伊豆市	641,117,447	216,665,177	72,707,847	20,199,434	950,689,905	159,458	5,962
御前崎市	623,262,070	204,994,960	64,715,144	18,801,157	911,773,331	171,129	5,328
菊川市	830,292,509	284,327,530	85,988,370	26,324,447	1,226,932,856	161,886	7,579
伊豆の国市	999,723,380	337,172,943	125,584,118	31,803,957	1,494,284,398	165,645	9,021
牧之原市	907,292,962	306,896,226	103,219,964	28,904,945	1,346,314,097	164,546	8,182
県計	68,415,412,560	22,672,397,766	7,547,721,363	2,122,995,088	100,758,526,777	167,165	602,749

※令和7年11月市町国民健康保険主管課長会議資料より抜粋

※被保険者数は、県が情報集約システムにおける令和6年度実績数値を基にコーホート要因法を用いて算出